鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第70号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

												1											
改正後								改 正 前															
		! (第3条、	第4条 第5条 第6	条;	第8条	第	1条関系)	)						(第3条 st	第4条 第5条 第6	条舅	第8条	、第1	1条関系)				
	-C.C											,,,,,	事	頂	Ι	-	巨致	加ェサ	MB AD	r ∠			
Á	Г									FF	i –	#			事務処理権			限の区方					
"	禹	専決権者 委託機能					地方機関の 長 の 名 称	属名		種 類	内 容	知事		決	権者		供出	機	地方機関の 長 の 名 称				
T	S	俚 規	N <del>D</del>	丸 <del>丁</del>	部長言	課長	地分機の長	部長	課長	地方機関の長		-		作业大块	N A	지마		課長	地方機関	部長	譕	地方機関の長	
	略								1				略							1			
1	循一~四 略										循一~四略												
	2	境美化の促 進工関する 条例(平成 9年鳥取県 条例第15 号)に基づ く知事の権	において準用する 場合を含む。)の 規定による環竟美 化促進地区の指定 等									<b>瓔型社会推進課</b>	五	美化の促 生ご関する 条例(平成 9年鳥取県 条例第15 号)に基づ く知事の権	1 同条例第10条等 1項(同条第5項 において準用する場合を含む。)の規定による環境 化/// 化/// 化/// 2 同条例第10条等 3項(同条第5項 において準用する場合を含む。)の 規定による環境 化/// (根定単地区の指定等の申出の要請 3 同条例第13条等 2項の規定による環境 において準定の第1位等の申出の要請								
	六-十一 略									六-十- 略													
略								略															
	見もうづくり	(平成16年 法律第110	10 同去第16条第1 項若しくは第2項 の規定による届出							_	総合事務所長	景観まちづくり課		(平成16年		1							

	11 同法第16条第3 項の規定による勧告 12 同法第16条第6 項の規定による協議の要請			総合事务所長			(一) 鉱物の樹果 「ご系をもの (二) (一)以外の もの  11 同去第16条第3 「項の規定による勧告 告 (一) 鉱物の樹翠 「ご系をもの (二) (一)以外の もの  12 同去第16条第6 「項の規定による協議の要請 (一) 鉱物の樹翠 「ご係るもの (二) (一)以外の もの  13 - 19 略	総合事所長総合事所長						
	20 同去第18条第2 項の規定による期 間の経縮の決定		_	総合事务所長		20 同法第18条第2 項の規定による期間の経館の決定 (一) 鉱物の棚架 に係るもの (二) (一)以外の もの			_	総合事务所長				
	21 略	-		1			21 略							
	1及び2 略						1及び2 略	1及び2 略						
観が送例 (平成19年 無双島系列 第4号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	に係る市町村長の		_	総合事务所長	翻が (平成 に 無取 第14号 基づくり の権限 する事	税19年 県条例 (号) に がく知事 限ご属	に係る市町村長の 意見聴取		_	_	総合事务所長			
	4 同条例第17条第 1項の規定による 勧告に従わない又 は遊戯が整わない 旨の公表			総合事务所長			4 同衆例第17条第 1項の規定による 勧告に従わない は協議が整わない 旨の2次表 (一) 鉱物の頻果 に任名もの (二) (一)以りの もの		_	_	総合事所長			
	5 同条例第17条第 1項の規定による 勧告又は協議を受 けた者に対する意 見を述べる機会の 付与		_	総合事务所長			5 同条例第17条第 1項の規定による 勧告又は協議を受けた者に対する意 見を述べる機会の 付与 (一) 鉱物の脚果 に係るもの (二) (一)以外の もの		_	_	総合事所長			
	6 同条例第17条第 1項の規定による 公表に係る類類審 議会の意見類似		_	総合事务所長			6 同条例第17条第 1項の規定による 公表に係る景種審議会の意見無取 (一) 総勢の頻繁 に係るもの (二) (一)以外の もの		_	_	総合事务所長			
	7 略						7 略							
	8 同条例第18条の 規定による期間短 縮の盲及び残縮す る期間の・厳ロ			総合事务所長			8 同条例第18条の 規定による期間項 縮の旨及び英語す る期間の離日 (一) 鉱物の棚果 に係るもの (二) (一)以外の もの		_	_	総合事务所長			

	9~11 略			9~11 略	
≡~	·二十三 略		=~=+=	略	
略			略		
		'   L			

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表第2循環型社会推進課の項の改正は、公布の日から施行する。